

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◇監査公告 昭和三十三年度にかかる皆成学園等の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百九十九条の規定に基づき、昭和三十三年度に係る左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十五年六月十四日

鳥取県監査委員

松本利治

同同

戸井荻

田上原

俊善

己一

	監査箇所	執行年月日
皆成学園	昭和三十五年二月八日	
奨徳学校	二十四日	
積善学園	三月七日	
養老院	四月十八日	
保育専門学院	十九日	
水産試驗場	三月十一日	
林業試驗場	十四日	
工業試驗場	十六日	
蚕業試驗場	三十日	
蚕業技術員養成所	三十一日	
果樹試驗場	四月十三日	
中海干拓事業所	七日	
農產物小倉あつせん所		

1 本館補強工事（土工事、木工事）施工について、
契約並びに仕様書等不備なため施工内容が不明確で
あるとともに検収に徹底を欠くものがあつた。
2 燃料（給食薪）の購入について購入時期並びに購
入先等につき検討を要する。

3 クリーニング事務の簡素合理化と調定事務の早期
処理を図ること。

4 その他

(1) 生産物売扱代の調定は毎月行なうこと。
(2) 主要食品は毎月末棚卸を励行すること。

本館及び男子集合宿舎、職業指導寮の新築見とおしゃれについたことは結構である。さらに、女子特別保護寮の新築、女子寮舎の着工等緊急を要するものばかりつづいてある。

昭和35年6月14日 火曜日 鳥取県公報(号外)第19号 2

監査委員 松 本 和 治
同 狹 原 治 郎

一、本園は園長ほか十七名の職員（うち園長雇用三名）で、七十六名（男子六十一、女子十五）の收容児に対し保護を加えるとともに、独立自活に必要な知識技能を与えていたが、児童の入、退所状況は次表のとおりで、本年入園したものは僅か八名に過ぎず、前年より十九名減少し昭和三十四年十二月末現在において、百二十三名（男子六十二、女子六十一）の待機児童がある。三十五年度の定員拡大計画十三名とほかに、卒業見込の十六名を考り、よして三十六年度当初にはなお多數の待機者が見込まれるので、現收容児童の新陳代謝につき慎重検討すると共にさらに、施設拡張による収容定員の増加を図るよう当局は配慮の要がある。

卷之三

		入所兒童										退所兒童	
		男子					女子					計	
		退所					入所					童兒	
合計		二四	四五	五六	六七	七八	九〇	一二	三一	三二	三三	三四	三四
五一	一七〇	一八	一六	一三	一五	一六	一八	一七〇	一三	一六	一三	一五	一八〇
五二	一七六	一四	一七	一四	一二	一〇	一四	一三	一三	一四	一三	一三	一三
二〇三	八	二七	三三	二九	〇	一五	二九	二三	二一	二一	二一	二三	一
九〇	六	二〇	三六	七八	二五	二一	一	一	一	一	一	一	一
三七	三	七六	二七	五一	三	一三	一	一	一	一	一	一	一
一二七	九	二七	九八	三四	三三	八二	四一	一	一	一	一	一	一
七六	七	七六	七七	七七	七九	七四	七七	七三	七九	七四	七七	七六	七六

（職業指導嘱託）と武藏野学園より派遣中の実習生をして充足し、学級運営をしていた。

教母（臨職）の処遇改善の問題と職業指導充実強化の見地から専任職業指導員の配置につき、当局は善処の要がある。

施設の整備充実については前回措置したとおり、炊事舎の改築並びに食堂の新築が緊急である。

なれば、職業指導舎の改築と、現指導舎の農産加工室並びに収納舎の転用及び朝風、西寮の改築整備についても年次計画を策定し、その実現に配慮されたい。

00747

- 四 法対象外者は二月末日現在盲学校寄宿舎に在寮している生徒数のほか、ろうあ者四名で学園においてそれぞれ給食しているが、給食費の納入状況は次表のとおり。
- 五 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。
- 薪購入に当つてはその時期に配意し、予算の効率的執行を図るとともに、その受払の明確を期するこど。
 - 支出科目の適正でないものがあつた。

科 目	予算令達額	調 定		額
		前 年 度 以 前	現 年 度	
過年度収入		一 七八、一九一	一 七八、一九一	一 七八、一九一
施設使用料	三四八、〇〇〇	一 三五四、一〇四	三五四、一〇四	一 三五四、一〇四

給食費収入状況表
(三五、二末現在)

四 法対象外者は二月末日現在盲学校寄宿舎に在寮している生徒数のほか、ろうあ者四名で学園においてそれぞれ給食しているが、給食費の納入状況は次表のとおり。

り相当額の未収があるので、これが整理に一層努めるとともに、これら救済措置につき関係機関との連携いを図り、その協力を要請されたい。

00746

- 三 正式退院児童の社会適応状況をみると昭和三十四年十二月末現在で、少年院またわ教護院に収容され或は、未収容であるが觸法行為による再転落児童は四十一名で、全体の二十六%に当つている実状につき、転落内容の分析と退院児童に対するアフターケアに細心の配意と努力を望む。
- 四 経理出納並びに事務処理について、次の点留意されたい。
- 燃料(薪)の計画的購入、とくに購入時期並びに業者の選定等検討すること。
 - 生産物引継簿の記帳整理方法について是正を要するものがあつた。
- 一 当園の収容定員百二十名(盲三十名、ろうあ九十名)に対し、監査時現在百十五名(盲二十八名、ろうあ八名)である。

- 積 善 学 園
- | | |
|------|---------|
| 監査委員 | 松 本 利 治 |
| 同 | 井 上 善 一 |
- 一 当園の収容定員百二十名(盲三十名、ろうあ九十名)に対し、監査時現在百十五名(盲二十八名、ろうあ八名)である。

二 施設設備の充実整備については、三十五年度において盲児寮舍暖房設備(四十三万五千円)の決定を見たが、児童居室の螢光灯えの切替、窓わく、ペンキ塗替及び調理室並びに浴室の換気装置等なお、整備を要する箇所が見受けられたほか、自家給水設備新設等検討の要があるので、緊急度を考慮し年次計画策定による充実強化につき当局の善処を望む。

三 給食内容の分析検討については人手不足の関係もあるが、やや徹底を欠く憾があるが三十五年度から食糧費の引上げも行われるので、献立表とくに、栄養出納記録票等によりこれが、完全実施と給食の合理化を期されたい。

十七名)を収容保護しているが、最低基準に対する職員数は賃金職員を含め十九名で、二名(保母一、雇用一人)の不足を告げているので、これが充実並びに職業指導施設(印刷工場)設置に伴う、専任職業指導員の配置及び栄養士設置基準制定方の国への要請につき、当局は配意すべきである。

一 本施設は院長以下七名(うち臨時職員二名)の職員を以つて、五九名(定員六〇名)の収容委託を受け、

入学年度	応募人員	募集人員	卒業人員	備	考
三一	八〇	三三	三三		
三二	八五	三五	三五		
三三	五〇	三三	三二		

なるものである。

授業実施に当つてはさらに、兼任講師との連絡調整の完ぺきを期し計画実施の効率化を図られたい。

一本学院の学生定員一〇〇名（一、二学年共五〇名）に対し、二学年三四名三十五年度入院生四〇名計七四名で定員を下廻つてゐる。これは、保母の需要状況を勘案し、完全就職を目指した一応の措置であると考えられるが、本院の設置目的並びに現在の応募者の状況等からみて、定数の完全充足を図り施設の高度活用を期することが肝要と思われる所以、関係当局の再検討を望む。

なお、開院以来の募集状況は次表のとおりである。

学生の年度別応募並びに募集状況表

三四	八八	三五	三四	在学
三五	八八	四〇	四〇	"
計	三九一	一七六	一七四	

三 当院は院長ほか六人（うち臨職二）の職員のほか、兼任講師三二人（部外二八人、部内四人）を委嘱し業務運営しているが、部内講師に対しては報酬的なものが考慮されていないので、他の機関等との均衡をも考慮し優遇措置を講ずべきである。

また、男子職員が少く宿直に困難が見受けられ、また寄宿舎（現在二六名収容）の保護監督についても一考の要がある。

四 経理出納その他の事務は、おおむね適切に処理されているものと認めた。

これが保護業務に当り入院者一人当たり月扶助費二、〇五〇円（冬期は五五円加算）でまかなうほか、慰問品等により運営しているが、扶助費のうち保健衛生費が燃料費等に喰込んでいるので、これが調整に配意されたい。

なお、翌月十日までに福祉事務所に請求する事務費の送付が、二ヶ月程度遅延しているものがあるので、関係事務所との連けいを強化し早期収納につとめられたい。

二 多年の懸案であつた食堂炊事場の拡張は、三十五年度において整備される予定であったが、前回の監査において指摘している静養室は、収容人員等の関係からして一般居室を代用している現状であり、収容者の処遇上適當と認め難いので、これが早期整備につき関係当局は考慮されたい。

なお、非常事態における退避所の設置についても考慮の要がある。

三 経理出納その他の事務処理について次の点留意された

1 食料品出納簿の記帳事務の確實を期すると共に、副食品調味料で受払を要するものについては、出納簿に記帳整理すること。

2 棚卸の励行につとめ現物を的確には握すること。
3 援助衣料品の保管方法に検討を要するとともに、成るべく早く個人に交付しその活用を図ること。

4 物品購入修繕伺簿に記帳済れのものがあつた。

保育専門学院

監査委員 松原利治

同 荻原利治

一 授業実施状況は、授業実施予定計画に基づきさらに、毎月兼任講師の授業希望日時を聴取し、時間割を策定実施している。本年度卒業生に対する授業時間数は二、六五〇時間で、厚生省規定時間を七〇時間超過していたことは結構であるが、その内容は総合実習四五時間、音楽六時間、グレープワーキ実習八時間等が主

水産試験場
監査委員 松原利治
同 荻原利治

同 上 善 一 井

一 職員は場長以下二十四名で、このうち研究職員は本場四名、境分場四名、三朝養魚場二名で他は事務系統職員と試験船乗組員である。従つて本機関の試験研究規模は逐年縮少し、沖合漁場の開発による沿岸漁業の操業形態の改善に主力をおいてきているが、これに相応する陣容整備が整まらないことが、場運営のあい、路となつてゐる。本機関の人的構成について主管当局は充分検討考慮の要がある。

二 海洋部(本場)

1 沿岸漁場の調査によつて、春夏季における民間漁船の誘導操業を行つて相当な成果を挙げ、さらに、冬期荒天期における沖合操業をも行つて企業化への明るい見透しを得てゐたが、従来の漁業形態は年間を通じての一貫した操業形態が確立していないこと、も、沿岸漁業の不振の一因ともなつてゐると思われる。そこで、操業形態の改善施策につき、さらに、調査研究が必要である。

2 今回実施された沖合漁場開発調査結果によれば、本海域におけるマス流網漁業は明るい希望が持たれているので、業界の誘導策につき県の対策樹立が必要である。

3 沖合漁場開発調査に關連して試験船「だいせん」備付調査器具、ローランサモダイヤグラフ等の購入、施設が埋没しその殆んどが機能を停止している現状である。この復旧については現在見送り状態となつてゐたが、県は、本分場今後における運営方針につき根本的検討を加え早期に適切なる処置対策を策定すべきである。なお、現位置は既設の砂防えん堤との関連並び

同 上 善 一 井

2 県下中部海域を対象に本年度から新規に国庫助成を得て、当該地域の沿岸漁業の動向調査(三ヶ年計画)に着手し、既に漁業実態と経営分析の検討と、予備調査を実施してゐた。また、前年度に完了した県下漁村に対する実態調査の結果書は印刷の上關係機関に配布されてゐたが、これらの基本的調査に基づく結果の諸施策への反映につき関係当局の適切且つ急速な措置が望まる。

三 沖合漁場開発調査(境分場)

1 前年度に引き続き四月から五月にかけて、大和礁(新潟県沖)周辺に未開発漁場を求め、サケ、マス漁業の試験操業を行いその結果企業的にも採算ができる見透しが得られている。すなわち、本年度は試験操業のかたわら、新潟を基地とした企業的操業を行ひ、該地域に出漁する他県業界のそれに比し、成績は上位に置かれているが、総水場の点からすると操業能率の関係上中位程度に留つてゐる。いずれに

に水温の適應性等にも十分に検討を要するものがあるので、併せて考究し遺漏なきを期されたい。

五 経理出納その他事務処理につき次の点苗意検討されたい。

1 沿岸漁業試験に伴う日雇船員の雇用契約につき、検討をするものがあつたので善処すること。

2 過年度分未収金(三朝養魚場分)の早期整理に一層努力すること。

3 収入手続に検討を要するもの、調定事務の遅れているものがあつた。

林業試験場

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

四 三朝養魚場は昨年九月伊勢湾台風の災害により、諸施設が埋没しその殆んどが機能を停止している現状である。この復旧については現在見送り状態となつてゐたが、県は、本分場今後における運営方針につき根本的検討を加え早期に適切なる処置対策を策定すべきである。なお、現位置は既設の砂防えん堤との関連並び

一 職員は、現在場長以下三名で、前年度監査時より四名減となつてゐる。これは、兼務職員の解除及び配置転換等によるものである。

また内部組織機構は庶務係のほか從来の施業部、改良部を經營部、造林部に改め、研究職員は依然として六名で補助職員は未配置である。職員組織の改善につき考究の余地がある。

二 三十三年度から着手したスギ收穫表検定調査(單県事業)は本年度をもつて完了し、この調査と併せ一部においては、既に計算事務を完了し収穫表作成にとりかかっていた。また、この調査結果と国の林分調査表との適合度合及び適否等は、余り偏差がないことが確認されている。この調査結果の活用特に諸施策への反映につき一層の配意が望まれる。

なお、三十五年度からはマツ植栽地を選定し同様調査を行う予定であった。

三 現在のほ場は設立当初から土壤構造が悪く、試験は場に適しないため種々と改良施策を講じ、本年度も暗渠排水施設を整備していたがさらに、綠肥、堆肥施用等による土壤改良に工夫を講ずる要がある。

また、三十五年度から從来の育苗畑を縮少し採穂園

の拡張が見込まれていたが、土地利用の高度化についてもとくに配慮されたい。

四 経理出納その他事務について、次のような注意改善を要するものがあった。

- 1 雇用人夫の出面表の作成
- 2 生産物の引継時期
- 3 苗ほからの生産数量並びに試験研究に対する転用処分

工 業 試 験 場

監査委員 松 本 利 治 郎

一 職員は、前回同様場長以下二三名でこのほか、事業費支弁職員四名雇用している。各種試験研究は、前年度に引き続きその規模を最少限に縮少し、業界指導に乗り出しているが、他面県の諸施策遂行に当つて財政的にも充分行き届かない面もあつて、試験結果が反映されず勢い本機關の機能発揮の域に達しないものがあ

二 化学部製紙係

前年度に引き続き手すき施設を利用したすき物転換指導を行うほか、新たに化学合成せん、テトロン及び苛性澱粉をすき込んだ障子紙等の試作研究を行ひ、いずれも良い結果をみ、量産的業界指導に乗り出していたが、若干生産費の割高となつてゐるので、この面の研究に工夫されたい。また、試作研究費の不足或いは、業界指導に當つては、施設の共同化、販路開拓、資金面等育成面の問題がある。

三 化学部醸造係

醸造関係は前年度に引き続き業界指導に重点を置き、酒造好適米の分析試験と清酒醸造の研究を実施している。多年の懸案であつた醸造関係精密機械は、三

四 産業工芸部

一般家具の量産研究をするほか、本年度はノックダウント型式(主として卓、椅子)による試作を実施し一部には生産着手の段階となつていて、さらに移出効果等をも考慮した実施指導の強化を図る要がある。

また、本年度よりクラフトグループ(県下の手工芸品業者一七人)及び商業デザイnergループ(鳥取市内のもので一一人)の結成をみたことは結構であるが、さらにこれが、育成強化につき一層の努力を望む。

なお各種試作研究に要する諸経費並びに参考図書購入費等の予算措置についても、善処の要が認められる。

五 木材工業部

前年度に引き続き市況調査、品質の向上と生産原価

の低減等を図るため、主管課と提げいし、各地区別に基礎工作、技術研究会等を開催しているが、さらに、從来の多種少量方式を少種多量方式に切り換えるべく、勧奨指導に格別の努力をする。また、近時合成樹脂系の新興資材の進出に伴い、これらを主材料とする家具類の加工及び着色、塗装については従来と異なつた技術が必要と認められるので、これが、試作研究並びに技術指導等に当つては指導員の増強その他格別の配慮を要する。

なお、塗装及び機械室の拡張並びに乾燥室の新設指導用機材運搬車購入等については、県当局の善処を望む。

六 境港分場(染織)

過去数ヶ年にわたり実施してきた浜糸の試作研究は、本年度特殊染織に成功し、企業化への明るい見透しが得ていたことは結構である。一面、業界を主体とする浜糸研究会の発足をみ、この研究会を通じ前記特殊染織法の普及研究と業界指導の確信を企図していたが、

の低減等を図るため、主管課と提げいし、各地区別に基礎工作、技術研究会等を開催しているが、さらに、從来の多種少量方式を少種多量方式に切り換えるべく、勧奨指導に格別の努力をする。また、近時合成樹脂系の新興資材の進出に伴い、これらを主材料とする家具類の加工及び着色、塗装については従来と異なつた技術が必要と認められるので、これが、試作研究並びに技術指導等に当つては指導員の増強その他格別の配慮を要する。

なお、塗装及び機械室の拡張並びに乾燥室の新設指導用機材運搬車購入等については、県当局の善処を望む。

いざれにしても、従来から本機関の予算構造は独立採算性を強いられ、試作研究費にも事欠く状態であつて、これが本分場運営上の最大のあい路となつてゐるので、この点、県は特産浜糸の振興施策とある程度量産せしめることにつき検討考慮されたい。

七 経理出納その他事務について、次のような留意改善を要するものがあつた。

1 各種試作品の設計及び実施記録の明確化

2 試作品の原価計算処理

3 試験、検査、分析に伴う手数料減免処理

4 生産物の引継処分

5 在庫品(繰越分)の処分

蚕業試験場
蚕業技術員養成所

監査委員 松 本 利 治

同 原 治 郎

一 職員は、場長以下一六名で蚕品种試験、その他蚕業

応用技術等の研究を継続実施するほか本年度は特に、桑の萎縮病について研究を続けおおむね円滑に執行してきたものと認めた。なお、近年の蚕糸業の現状にかんがみ、本機関の運営を養蚕農家と直結した実用的經營試験の方向に移行することにつき考究されたい。

二 現在桑園は三、五ヘクタール有しているが、この管理が充分行届いていないので、老朽桑園の改植、施肥改善等に注意し試験部内別に經營計画を樹立し、ほ場管理の万全を期する要がある。

なお、桑園施肥改善事業として、県下六地区に試験地を設けているが、本場桑園においても、試験は場と経営は場に区別し前記養蚕經營試験の実用的研究に資するごとくし、蚕業經營不振の打開に工夫考究されたい。

三 県下桑園土壤に係る管理試験の結果に基く地力指數の実用化については、各試験区別に施肥基準の設定によりかかり、一部には既に本晚秋蚕からこの桑葉により、稚蚕期の飼育試験を実施する予定であつた。

四 養成所の本年度課程修了者は、本科一〇名予科三名であつてこのうち、本科生は既に就職決定を見ていた。また、三十五年度入所予定は本科一〇名、予科七名内定していた。本年度修了者に対する教務実績は、所定の学科と実科面との調整がとれず依然として実科が過大となつてゐる。試験研究の事業規模に再検討を加へ、教務計画にしわよせとなならないよう考究善処の要がある。

なお、講師は一部の教科を除き部内講師で賄われてゐるが、部外講師に対する手当は予算措置されていないため、講師招へいにも事欠いである。

五 多年の懸案であつた庁舎改築は、三十五年度において改築費三百九十余万円をもつて、本館及び研究室の改築その他蚕室の一部補修を行う予定である。

六 経理出納その他事務について、次のような留意改善を要するものがあつた。

1 扉よう人夫の出面表の作成

2 肥料出納の明確化

3 収穫量引継の明確

試験研究に伴う出産物の転用処分の明確

5 屑繭等の引継処分の適正

附属であつた津ノ井果樹分場及び河原試験地(柿)を吸

果樹試験場

監査委員

松本利治

同 井上善一

荻原治郎

同 井上善一

荻原治郎

一 本年度は建設第三年次をむかえ、從来農業試験場所属であつた津ノ井果樹分場及び河原試験地(柿)を吸收し、新に北条試験地(ブドウ)を設け一応果樹試験

研究機関としての組織基盤を造成した年度であつて、第一次建設計画は概ね既定どおり遂行されているものと認めた。

職員は場長以下10名でこのうち、津ノ井分場二

名、河原試験地二名、北条試験地一名を配置し、残り五名が本場勤務である。新植した試験樹も順調な発育をみ、本格的試験にせまられているが、一面技術陣容

の整備が立ち遅れ研究職の手不足が認められるので、人事当局は急速に措置する要がある。

二 本年度施行した施設整備は事業費四百六万六千円をもつて、実驗室、薬剤撒布室の新築と梨棚架設等である。本建設計画は三十五年度(整備費一、五二八千円)をもつて完了の予定であつたが、さらに、第二次計画として選果場、作業舎、硝子室等建物施設の整備が急がれているので、県はこの点考慮が必要である。

三 なお、本場施設に通ずる道路の整備問題については、関係機関と充分折衝し早期解決するよう県において善処が望まれる。

四 各は場の試験樹は順調な発育をみ、このうち、津ノ井分場はモデル園として、今後經營試験は場に切り替へ運営する意向であつたことは、適策と思われるのをさらに研究されたい。

五 場運営費を分析検討してみると、ほ場整備と試験樹の発育によつて一般管理費に不足を生じ、建設計画による整備費の一部をなしくすし運営してきている実状

である。人夫賃需要経費等運営管理費の予算的考慮について、充分実状を検討し適切なる措置を講ずる要がある。

なお、予算令達の早期解除とその執行については、技術面と密接な連けいをとつて、計画的しかも効率的執行に留意することが緊要である。

五 経理出納事務について次のような留意改善を要するものがあつた。

一本年度施行した事業の状況

1 代行事業費

内訳

埋立工事(一四三、六八七、三立米)

幹線排水路(三一二、〇米)

堤塘工事(第一工区船溜工)

(堤防腹付補強工事五九二、五米含む)

堤塘工事(第二工区捨石工八一五、五米)

機械器具費その他

二七、三七〇、〇〇〇円

一六、八八六、五七九円

一、三六二、〇〇〇円

二、九八六、三二一円

三、八一七、〇〇〇円

二、三一八、一〇〇円

1 生産物の引継処分
2 収入手続
3 生産物売払代金の未収整理

監査委員

松本利治

同 井上善一

荻原治郎

中海干拓事業所

監査委員

松本利治

同 井上善一

堤塘工事(第一工区船溜工)

二、九八六、三二一円

(堤防腹付補強工事五九二、五米含む)

昭和34年度にかかる農産物小倉あつせん所の監査を執行したが、その結果所業務は一段と活発化し、当地における経済市場及び競合産地の動向調査とその見透しを適期に捉え、県内特産物の受注調整に努力しているが、逐年各県競合産地の拡大本県の場合輸送条件の不利、さらに、駐在員の手不足等もあつて業務の執行運営に容易ならぬものが認められる。次に本年度業務の状況は概ね次のとおりである。

討の余地が認められるので、第二工区堤塘工の設計に当つては充分考究善処されたい。
三 経理出納その他工事事務の処理は適正と認めたが、さらに、工事の施行監督につき努力を望む。

農産物小倉あつせん所

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 戸 田 俊 己

昭和34年度にかかる農産物小倉あつせん所の監査を執行したが、その結果所業務は一段と活発化し、当地における経済市場及び競合産地の動向調査とその見透しを適期に捉え、県内特産物の受注調整に努力しているが、逐年各県競合産地の拡大本県の場合輸送条件の不利、さらに、駐在員の手不足等もあつて業務の執行運営に容易ならぬものが認められる。次に本年度業務の状況は概ね次のとおりである。

2 附帯事業費

道 路 工 事 (八三六、〇米) 三、七一〇、〇〇〇円
水 路 工 事 (五二二、二五米) 三、〇三三、〇〇〇円

排 水 路 工 (五二二、二五米) 一、八七五、〇〇〇円
用 水 路 工 一、一四八、〇〇〇円

そ の 他 整地事業 (非補助) 一四〇、〇〇〇円

道 路 工 事 (一、一〇五、二米) 五、〇〇〇、〇〇〇円
埋 立 工 事 (一八、九八四立米) 八三四、〇〇〇円

水 路 工 事 一、八五六、〇〇〇円

排 水 路 工 (二三七、〇米) 一、九六〇、〇〇〇円

用 水 路 工 (四一二、〇米) 五六〇、〇〇〇円

そ の 他 以上であつて、いざれも工事は年度内に完了している。基本工事のうち第一工区は本年度工事をもつて完了した、既に二十四ヘクタールの干陸計画を樹立し土地配分に着手し、さらに、第二工区堤塘工の基礎捨石工を完了していたが、本事業の進捗率は全体計画の二五%

であるので、国に対し事業費確保を要請し、早期完工に努力された。

二 基本工事のうち第二工区堤塘工事の基礎捨石工を行っていたが、第一工区既設堤塘の現状にかんがみ（堤塘腹付補強その他）本地區の堤塘工法に技術的検

一 駐在員は所長以下二名であるが、あつせん業務の複雑化に伴い職員一名の増員が緊要と認められる。また、業界派遣の駐在員制についても、さらに、関係方面に勧奨するとともに、その実現方につき配慮すべきである。なお、当所の組織強化については、毎回要望しているところであるが、各县機関（青森県を始め九県）の状況からして、さらに、観光を始め商、工、林、畜産部門と就職あつせん業務を併設することにつき、関係当局の検討善処を望む。

二 本年度業務実績は次表のとおりで、前年度に比較し金額的には増加しているが、内容的には、そ業類は地場物の生産増強並びに輸送関係と伊勢湾台風後被害地方の市況好転に伴い、前年実績に比較し著しく減少している。

なお、品質の改善、受注能力の向上計画生産及び出荷体制の確立、特に出荷統制につき、さらに、強化を要するものがあるので、県はこれが指導につき一層配慮すべきである。

00761

19 昭和35年6月14日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第19号

三 当所はねがる諸経費は從来直接本庁主務課で処理していたが、三十四年八月一日より現地機関に対し、當時前渡資金制度により經理していたことは結構であるが、活動経費（旅費）は十二万余円（運営費総額は六十余円なるも主として、通信費事務所借上料等義務的経費である）で業務運営上支障を來しているので、財政当局の考究善処が望まれる。

なお、業務の性格上からして長期駐在の必要が認められるので、職員住宅の建設について県當局の配慮が望まる。

ていたが、三十四年八月一日より現地機関に対し、常時前渡資金制度により經理していたことは結構であるが、活動経費（旅費）は十二万余円（運営費総額は六十余円なるも主として、通信費事務所借上料等義務的経費である）で業務運営上支障を來しているので、増額措置を要するとともに交際費的経費についても、財政当局の考究善処が望まれる。

なれば、業務の性格上からして長期駐在の必要が認められるので、職員住宅の建設について県当局の配慮が望まれる。

00760

昭和35年6月14日 火曜日 鳥取県公報(号外)第19号 18